
個人情報取扱事務登録簿の記載事項の説明

平成30年3月

総務部 総務課
文書法制グループ

※ 記載事項の説明

1. 事務の名称

個人情報※を取り扱う、目的を同じくする一連の情報処理の流れを1つの事務の単位として、その名称が明確かつ簡潔に記載

(定義)

※ 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

▶ 36文字まで

！必ず記入

2. 実施機関

当該事務を所掌する担当部・課・グループ等（行政組織・機構図に則り、該当する部署）が記載

(記入例)

- ・ 総務部総務課の場合
- （部）総務部（課）総務課（グループ）○○グループ
- ・ 教育委員会学校教育課の場合
- （部）教育委員会（課）学校教育課（グループ）○○グループ
- ・ 農業委員会の場合
- （部）農業委員会（※ 課、係は「空欄（未記入）」）

▶ 部・課・グループ
それぞれ25文字まで

！（部・課・グループを1か所以上）
必ず記入

3. 事務の目的及び概要

当該個人情報取扱事務の目的及び概要が明確かつ簡潔に記載

なお、事務の取扱いに関し、明確な根拠法令等がある場合は、当該根拠法令等の名称を併せて記入している。

▶ 100文字まで
(当該根拠
法令等の名称
も含めて)

！必ず記入

4. 事務開始日、事務変更日、事務終了（予定）日、 廃止（抹消）予定日

当該個人情報取扱事務の開始日、変更日を記入

なお、現時点で事務の終了予定日、廃止（抹消）予定日がわかっている場合はその日を記入し、該当日が不明の場合は空欄とする。

！和暦で記入

（事務開始日の記入）

- ・合併以前から開始している事務→平成 17 年 11 月 7 日
- ・合併の日から開始している事務→平成 17 年 11 月 7 日

（事務開始届出日の記入）

- ・総務課に届出を行った日→調査回答日

（事務変更日の記入）

- ・項目の追加、削除→朱書き訂正の理由が生じた日
- ・誤記の修正 →事務開始日と同日
- ・組織改編による名称変更
→組織改編の日

（事務変更届出日の記入）

- ・総務課に届出を行った日→調査回答日

（事務終了（予定）日の記入）

- ・事務を将来終了する日又は過去に廃止した日

（事務終了届出日の記入）

- ・総務課に届出を行った日→調査回答日

（廃止（抹消）予定日）

- ・個人情報（文書又はデータ）の廃棄予定日

（廃止（抹消）日）

- ・個人情報を含む文書及びデータのいずれも廃棄・
消去した日（廃止日を記載したものを個人情報事務
登録簿から抹消する。）

※本庁に事務を集約し、旧担当部署がデータに
アクセスできなくなった場合や文書を本庁の部署に
移管した場合は、年月日を記入する。

※旧担当部署でも保存データにアクセス可能な場合や
文書を保存している場合は、抹消していないため、
記入しない。

5. 事務区分

当該個人情報が他の実施機関と共に場合又は、当該実施機関の固有の事務の場合は、該当する項目がチェックされている。

該当するもの
1つを選択

6. 対象者の範囲

当該個人情報取扱事務の対象者を類型化して記載されている。

100文字まで
必ず記入

7. 対象者数等

当該事務の対象者数等が記載されている。

概数でOK

(記入例)

- ・ 1000 人
- ・ 100 世帯 等

対象者数等は
10文字まで

8. 目的外利用

当該事務に関わる個人情報の目的外の利用の有無について、該当する項目にチェックがされている。

該当するもの
1つを選択

当該事務で取り扱う個人情報を同一実施機関内の他課へ提供する場合は「有」にチェック

「有」にチェックした場合は、提供先及びその理由を備考欄に記載

9. 外部提供

外部提供の有無について、該当する項目がチェックされている。

該当するもの
1つを選択

個人情報を実施機関以外に事務の目的外で提供している場合は「有」にチェック

「有」にチェックした場合は提供先及びその理由を備考欄に記載

ただし、本人又は収集先に提供している場合は提供先欄の記載は不要

10. 一般的取扱事項

当該事務で取り扱っている個人情報の記録項目について、該当する項目がチェックされている。

なお、ここに記載された以外の項目を取り扱う場合は、その他をチェックしている。

!必ず選択

1つ以上複数選択可

11. 要配慮個人情報、取扱根拠及び理由

当該事務で取り扱っている要配慮個人情報について、該当する項目がチェックされている。

また、要配慮個人情報の「取扱根拠及び理由」について、該当する項目がチェックされている。

なお、「法令等の規定に基づくとき」にチェックがある場合は根拠法令を記載している。

該当するもの
複数選択可

▶ 根拠法令は
75文字まで

12. 個人情報の収集先

当該個人情報の収集先について該当する項目がチェックされている。

なお、「本人以外から収集」にチェックされている場合は、本人以外から収集の場合欄の該当する項目及び本人以外からの収集の根拠欄の該当する項目がチェックされている。

さらに、「法令等の規定に基づくとき」にチェックされた場合は、根拠法令が記載されている。

!必ず選択

該当するもの
複数選択可

▶ 根拠法令は
100文字まで

13. 個人情報の収集先（具体的名称）

個人情報の提供を受けて事務をしている場合、その収集先（例：総務課、税務課など）、事務名及び理由を記入

14. その他

「記録形態」、「処理形態」、「外部との電子結合」、
「事務処理委託」について該当する項目をチェック

(※「外部との電子結合」とは、いわゆる条例に定
める実施機関（市長、教育委員会、議会…など）と
実施機関以外の外部のものとが、電子計算機その他の
情報機器を結合させることをいう。したがって、実施
機関の内部又は実施機関相互の電子計算機その他の
情報機器との結合は、「外部との電子結合」には該当
しない。)

該当するもの
複数選択可

選択肢が「有」
「無」の場合は
該当するもの
1つを選択

※ 参考：「個人情報」の一般的解釈

1 個人に関する情報

個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害のおそれは、個人によって異なり、また、利用目的や処理方法によっても異なり得る相対的なものであることから、「個人に関する情報」を、その種類や内容によって一律に定めることはできない。

そのため、個人の氏名、年齢、住所、健康状態、信条、家庭状況、学歴、収入・財産など個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も「個人に関する情報」に含まれる。

また、公表されている情報や外国人に関する情報なども、何らかの形で個人が識別できれば、事実、判断、評価等を表すものすべてが「個人情報」になる。

2 特定の個人を識別することができるものの範囲

「特定の個人を識別することができるものの範囲」は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。ただし、氏名などを削除して、当該個人が識別できない形に処理された情報（他の情報によって照合しても個人が識別できない場合に限る。）は、個人の権利利益を侵害することがないことから、この条例でいう個人情報には、該当しない。

4 他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの

「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」とは、他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性があることをいう。例えば、一定の条件で検索して番号を抽出した結果を他の情報と照合することにより本人を確認できるような場合をいう。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報（電話帳記載の電話番号等）や、図書館、法務局等の公共施設で一般に入手可能な情報（登記簿に記載された内容等）など一般人が通常入手し得る情報が含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

5 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報

「法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」には、役員の氏名、住所等の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる」情報が含まれる場合がある。

これらの情報が「個人情報」に含まれるか否かについては、当該情報が、法人等の団

体としての情報（例：申請書等の申請者欄に記載された役職や氏名）であれば「個人情報」には含まれないが、役員個人に着目した情報（例：企業を横断的に整理した企業役員一覧）については「個人情報」に含まれるものである。

6 個人事業主の事業に関する情報

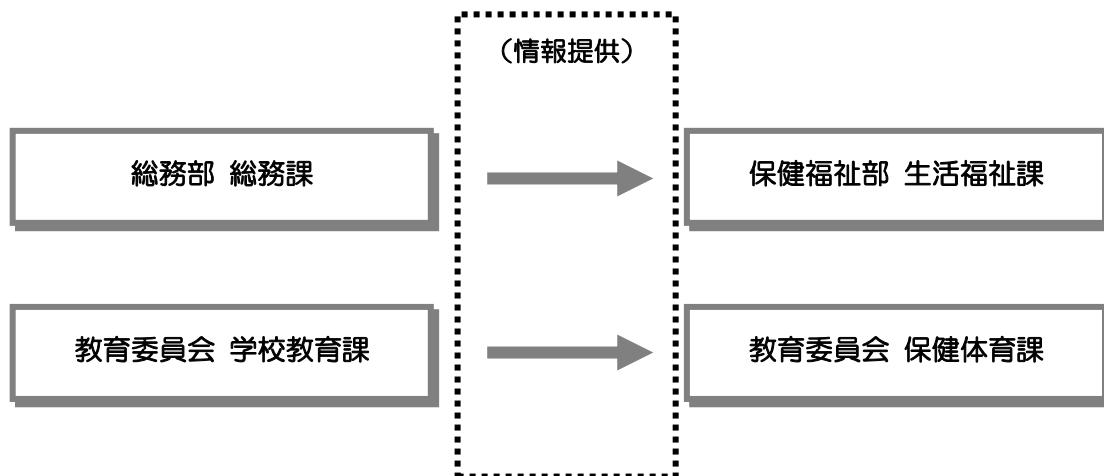
「個人事業主の事業に関する情報」については、一般的に、当該事業に関する情報と純粹に私的な生活に関する情報とが密接に関連しており明確に区分することが困難であること、また、この条例が個人の社会経済活動を含めた人格的利益の保護を目的としていることから、「個人情報」に含まれるものである。

※ 参考：目的外利用の定義、住民基本台帳情報の取扱いについて

「目的外利用」とは、実施機関が明らかにした個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて当該実施機関内において個人情報を利用することをいう。ただし、住民基本台帳の利用については、その目的規定から、行政の事務事業において利用することは、目的内利用と判断できる（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 1 条「地方公共団体の行政の合理化」）。したがって、住民基本台帳に記載されている個人情報の利用は、目的外利用に該当しないものとする。

ただし、各業務での使用過程において、住民基本台帳から個人情報を抽出した場合、作成する台帳、名簿等には、新たな情報が付加されると考えられるため、住民基本台帳とは別の個人情報として扱われるものであり、これを当該業務の目的の範囲を超えて利用するときは、目的外利用に該当するものとする。

【目的外利用の例】



※ 目的外利用＝個人情報を実施機関内部において目的外利用することをいう。

(例) 市長部局にあっては市長部局内、教育委員会にあっては教育委員会内など実施機関内部での利用をいう。

※ 参考：外部提供の定義について

1 外部提供

「外部提供」とは、実施機関が当該実施機関以外のものに個人情報を提供することをいい、国や他の地方公共団体、他の実施機関、民間の法人その他の団体及び情報が記載されている本人以外の個人に提供する場合をいう。

2 なお、個人情報取扱事務の委託に伴い、受託者に個人情報を扱わせる場合は、実施機関が、本来、処理すべき業務であることから、外部提供とはみなさないものとする。

【外部提供の例】

